

# 資料

## 〔令和2年度税制改正要望(案)〕

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局  
内閣府地方創生推進事務局  
令和元年8月

### 現行制度

- 内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置付けられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、損金算入措置に加え、平成28年度から令和元年度までの間、法人関係税（法人住民税、法人事業税、法人税）に係る税額控除の措置が講じられている。

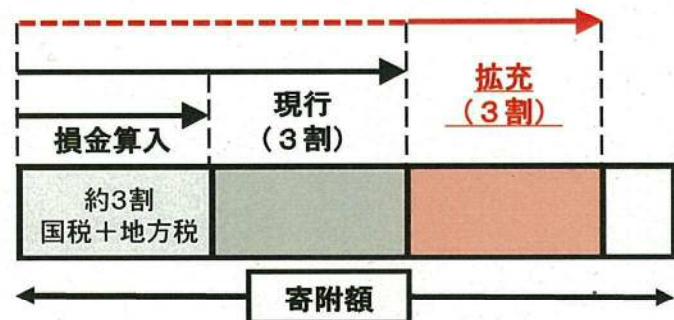
### 要望の必要性

- 企業版ふるさと納税は、活用実績が増えているものの（寄附額：⑧7.5億円、⑨23.6億円、⑩34.5億円）、本税制を活用している地方公共団体数は414団体（23.7%）にとどまっているなど、活用促進の余地は大きい。
- 「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）では、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和2～6年度）の策定に向けた基本的考え方を示すとともに、企業版ふるさと納税について、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、手続の抜本的な簡素化・迅速化をはじめとして、更に寄附しやすくなるよう検討することとしている。
- 地方創生の更なる充実・強化に向け、第2期「総合戦略」の策定と合わせて適用期限の延長と税制優遇措置の拡充等を実施することが必要である。

### 要望内容

- 税額控除の特例措置を5年間（令和6年度まで）延長すること。**  
※ 制度創設（平成28年度税制改正）時と同様に、次期総合戦略の期間（令和2年度～令和6年度）と合わせる。
- 税額控除割合を3割から6割に引き上げること。
- 個別事業を認定する方式から、包括的な認定とし、法適合性を事後報告する方式に転換すること。（認定手続の簡素化）
- 併用可能な国の補助金・交付金の範囲を拡大すること。
- 寄附時期の制限を大幅に緩和すること。

例）100万円寄附すると、法人関係税において  
**最大約90万円**の税が軽減



## (参考) 企業版ふるさと納税の実績等

### これまでの実績

- 認定事業数：644事業  
(平成28年度第1回認定～令和元年度第2回認定)
- 総事業費：1,333億円
- 寄附実績：
  - ㉙ 517件、7.5億円
  - ㉚ 1,254件、23.6億円
  - ㉛ 1,336件、34.5億円
- 本税制を活用している地方公共団体数  
：414団体 (40道府県374市町村) (23.7%)

### 事例①(人材育成)

岡山県玉野市

㈱三井E&Sホールディングスからの寄附  
(6,500万円)を受け、市立高校に工業系  
学科を新設し、ものづくり人材を育成。



### 事例②(インバウンド推進)

ガイドの育成(岩手県遠野市)、  
海外プロモーション(奈良県)  
など

### 事例③(被災地支援)

臨時スクールバスの運行や復興  
イベント(広島県呉市)、自主防  
災組織の支援(岡山県)など

### 企業や地方公共団体からの意見

- 制度活用のハードルとなった点  
(企業版ふるさと納税の活用促進に向けたアンケート (令和元年5月内閣府実施)、複数回答可)

#### <企業>

- ・実質負担 (寄附額の約4割) に見合うPR効果などが得られないこと 31.0%
- ・税の軽減効果が小さいこと 18.1%
- ・税の軽減 (税額控除) に期限 (令和元年度まで) があること 17.7%
- ・寄附対象事業費の確定を待たないと寄附ができないこと 17.2%

#### <地方公共団体>

- ・企業に制度活用のメリットを感じてもらいにくいこと 49.0%
- ・地域再生計画の記載項目数が多いこと 41.2%
- ・地方創生関係交付金以外の地方財政措置のある補助金や交付金の地方負担分に寄附金を充当できないこと 31.4%
- ・税の軽減効果が小さいこと 26.9%
- ・税の軽減 (税額控除) に期限 (令和元年度まで) があること 25.9%

### ○ 地方六団体からの要望 (令和元年7月)

- ・全国知事会：制度の延長、税の軽減効果の拡大、並びに地方創生推進交付金以外の補助金との併用や既存の基金事業への対象拡大、地域再生計画の策定の手続きについての抜本的な簡素化等の更なる運用改善を実施すること
- ・全国市長会：要件の緩和や手続きの簡素化を図るとともに、税額控除の特例措置を延長・拡充すること

# 地方拠点強化税制の延長・拡充

## 1. 地方拠点強化税制の概要

- 地方での雇用を創出するため、企業が**本社機能を地方へ移転する場合**や**地方拠点の強化を行う場合**に、以下の税制優遇措置を講じる。【適用期限：令和2年3月末】

## 2. 整備計画の認定状況

<認定状況(令和元年6月末時点)>

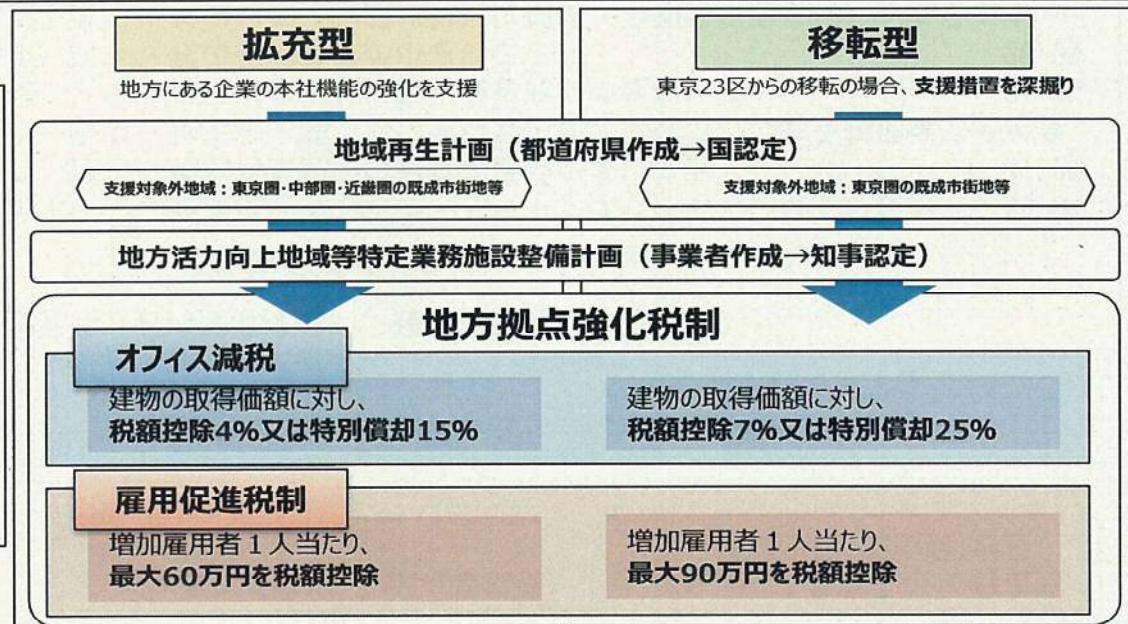
**【事業件数】339件**

うち、本税制の適用実績(平成27～29年度)

**【オフィス減税】55件**

**【雇用促進税制】19件**

**【雇用創出人数】14,148人**



## 3. 地方拠点強化税制に関する課題

- 企業や地方自治体からは、以下のようなニーズ・意見が寄せられている。

- ✓ **雇用に関する適用要件を満たすことが難しい。**【企業】
- ✓ **法人全体の雇用数の増減が雇用促進税制の控除額に影響する点は、税制のメリットが損なわれる。**【企業】

※ 現行制度では、企業の地方拠点で雇用を5人増やしても東京で3人減った場合、税額控除適用は2人分（企業全体の雇用増加分）に限られる。

- ✓ 人手不足の状況下、企業は**新規雇用の確保に苦慮**しているため、**雇用に関する適用要件を緩和**してほしい。【自治体】
- ✓ **地方における雇用の増加**に着目した制度の更なる拡充を図ってほしい。【自治体】

## 4. 令和2年度税制改正要望案

- 地方拠点強化税制を**延長(2年間)**するとともに、人手不足を踏まえた雇用増加要件の緩和等の**雇用促進税制の拡充等**を行う。 → 課題を踏まえた制度改正により、本税制の**さらなる活用**が期待される。

# 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の延長（所得税）

## 【要望内容】

地方公共団体が策定する地域再生計画に基づき、中山間地域等における雇用創出や生活サービス（小さな拠点形成事業）を行う株式会社に対し、個人が出資した場合の所得税の特例措置を2年間延長

### 株式会社による小さな拠点形成事業の実施

#### 生活サービス等の提供・地域の就業機会の創出

##### （事例）



株式会社豊かな丘（長野県豊丘村）



株式会社長谷（兵庫県神河町）



株式会社あいポート仙田（新潟県十日町市）

（小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社数：H28年度6社、H29年度9社、H30年度15社）

出資



#### 【個人出資者】

（地域住民・地域外の支援者など）

### 寄附金控除の対象

（出資額分（※）を総所得金額から控除）

※出資額（1,000万円限度）と総所得金額の40%のいずれか少ない金額から2,000円を控除した額

### 暮らし続けられる地域の維持・発展

- ・対象地域：中山間地域等の生活集落圏（都市計画法における市街化区域・用途地域以外の農用地を含むエリア）
- ・会社要件：中小企業、専ら小さな拠点形成事業を行う会社、設立10年未満、常時雇用者2人以上等

# 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置（事例・課題等）

## 小さな拠点税制活用実績(H29年度1件、H30年度1件)

### 株式会社 豊かな丘(長野県豊丘村)

- 道の駅を核として「小さな拠点」を整備し、生活サービス機能を集約・確保。「小さな拠点」と集落を結ぶ交通ネットワークを形成。
- 税制支援があることが住民参画を後押し。地域住民が主体となり、道の駅の運営会社である株式会社を設立(H29年12月)。
- H30年3月に203名から8,980千円出資、H30年8月に44名から7,110千円出資と2段階の取り組みになっている。



### 【効果】

- 新たな雇用の創出（約50名の雇用）とともに、農業従事者の販路が拡大し、所得が向上。
- 村内唯一のスーパーがテナントとして営業するとともに、「小さな拠点」と全集落をコミュニティバスで結ぶことで、住民の利便性が向上。

### 【課題】

- 小さな拠点の運営組織は、住民が参画した法人組織である方が長期的に安定。
- 一方で、中山間地域等において、住民の出資を募るためにには、短期的ではない粘り強い取り組みが必要。
- また、小さく産んで大きく育てるなどの段階的な取り組みも支援する必要がある。



### 【対応策】

- 法人化を支援する税制があることが、国としての方針を明示し、住民の取り組みを後押しすることから、税制支援措置の2年間延長を要望。
- 既存の法人組織のみならず、現状で法人化されていない任意組織（※853団体）に対しても、担当者説明会やブロック別研修会を実施し、制度の活用を積極的に働きかけていく。

※出典：H30年度小さな拠点の形成に関する実態調査  
(内閣府地方創生推進事務局)



### 【効果】

中山間地域等における雇用と所得を創出。生活サービス機能を維持。